

# 令和5年度

## 軽自動車税（種別割） のしおり

軽自動車税（種別割）は、**4月1日**現在で対象となる車両をお持ちの方に課税されます。車両を所有しなくなったときや登録内容に変更があるときは、お忘れなくお手続きください。また、**課税されている車両を4月1日時点でお持ちではない場合は、ご連絡ください。**

### 目次

1. 納付できる場所・方法
2. 軽自動車税（種別割）の税額
3. 登録内容の変更の手続き場所
4. 市役所での手続きご案内
5. 軽自動車税（種別割）の減免
6. よくあるお問い合わせ

お問い合わせ

立川市役所 ☎042-523-2111（代表）

車両の登録や賦課内容について

課税課税者税係 内線 1200

税金の納付や口座振替について

収納課管理係 内線 1240

※税制改正により、令和元年10月1日から軽自動車税は「種別割」へ名称が変わりました。税額や課税の根拠等についてはこれまでの軽自動車税から変更はありません。

## 1 納付できる場所・方法

### ①金融機関

### ②コンビニエンスストア

### ③クレジットカード

詳細は納税通知書の裏面をご覧ください。

### ④モバイルレジ（スマートフォン）

### ⑤スマートフォン決済アプリ

### ⑥立川市の窓口（納期限を過ぎても取り扱います）

#### ●立川市役所

閉庁日を除く月～金曜日 8時30分～17時

◇納期限前の場合は、9時～16時＝1階みずほ

銀行派出所、上記以外の時間＝1階収納課へ

◇納期限を過ぎた場合は1階収納課へ

#### ●富士見・東部・西部・錦糸橋所

閉庁日を除く月～金曜日 8時30分～17時

#### ●窓口サービスセンター（立川タクロス1階）

閉庁日を除く月～金曜日 8時30分～20時

土・日曜日 8時30分～17時

### ⑦口座振替

詳細は収納課にお問い合わせください。

！

ご注意ください

#### ●すぐに継続検査用納税証明書（領収書）が必要な場合

納期限内に③クレジットカード、④モバイルレジ、⑤スマートフォン決済アプリ、⑦口座振替でご納付いただいた場合、継続検査用納税証明書を郵送する時期は6月中旬となる予定です。すぐに証明書が必要な場合は、①金融機関、②コンビニエンスストア、⑥立川市の窓口でご納付ください。

#### ●納期限を過ぎている場合

⑥立川市の窓口をご利用いただくか、収納課へお問い合わせください。

## 2 軽自動車税（種別割）の税額（単位：円）

### ■二輪車・小型特殊自動車

原動機付自転車				軽二輪車	小型自動二輪車	小型特殊自動車	
第一種	第二種(乙)	第二種(甲)	ミニカー			農耕作業用	その他
50cc以下	90cc以下	125cc以下	50cc以下	250cc以下	250cc超	農耕作業用	その他
2,000	2,000	2,400	3,700	3,600	6,000	2,400	5,900

### ■軽四輪車・軽三輪車（総排気量660cc以下）

種別と税額		① 初度検査が 平成22.4 ～平成27.3 の車両	② 初度検査が 平成27.4 以降の車両	重課税額 初度検査が 平成22.3 以前の車両	軽課税額			
					初度検査が令和4年4月～令和5年3月の車両で下記対象基準のいずれかに適合するもの（軽課の適用は1回のみ。次年度からは左記②の税額です）			
					A	B	C	
三輪		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	
四輪	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	-	-
		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	-	-
		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	-	-

●**初度検査**の年月は、その車両が初めてナンバーの交付を受けた年月をいいます（現在の所有者の方がナンバーの交付を受けた年月ではありません）。「自動車検査証」に記載されております。

●**重課税額**は、初度検査を受けた月から13年を経過した翌年度から適用される税額です。なお、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド、被けん引車の5種類は重課対象外です。これらの車両は初度検査年月から13年を経過した場合でも①または②の税額が適用されます。

●**軽課税額**は、グリーン化特例（軽課）により、一定の環境性能を有する軽四輪等について、性能に応じて税率を軽減した場合の税額です。（適用は初年度の1回限り）

**軽課税額の対象基準**は以下の通りです。いずれにも該当しない場合は軽課の対象外です。

<b>A</b>	電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は平成30年排出ガス規制に適合するもの）
<b>B</b>	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量を低減するものうち、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
<b>C</b>	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量を低減するものうち、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車

### 3 登録内容の変更の手続き場所

車両を所有しなくなったときや、登録内容に変更があるときの手続きの場所は、車種により異なります。下記窓口で手続きをお願いします。

車種	手続き場所
<ul style="list-style-type: none"><li>●125cc以下のバイク</li><li>●ミニカー</li><li>●小型特殊自動車</li></ul>	立川市役所 1階 35番窓口 (課税滞滞者税係) <b>☎042-528-4312 (直通)</b> ※手続きに必要なものは下の4の表をご覧ください
<ul style="list-style-type: none"><li>●軽二輪車</li><li>●小型自動二輪車 (125cc超のバイク)</li></ul>	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 ヘルプデスク <b>☎050-5540-2033</b> ※手続きに必要なものは上記にお問い合わせください
<ul style="list-style-type: none"><li>●軽四輪車</li><li>●軽三輪車</li></ul>	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 コールセンター <b>☎050-3816-3104</b> ※手続きに必要なものは上記にお問い合わせください

### 4 市役所での手続きご案内

立川市のナンバーがついた車両 (125cc以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車) の登録内容に変更があるときは、速やかに市へ届け出をしてください。

届出理由	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>●廃棄処分</li><li>●市内の方へ譲渡 (譲渡する前に廃車する場合)</li><li>●市外の方へ譲渡</li><li>●市外へ転出</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>① ナンバープレート</li><li>② 標識交付証明書</li><li>③ 届出者の身分証明書 (運転免許証等)</li></ol> ※市外の方へ譲渡するとき、または市外へ転出するときは、新しい登録先で手続きすることもできます。お手続きについて詳しくは、新しい登録先の市区町村へお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"><li>●市内の方へ譲渡 (廃車と登録を同時に行う場合)</li></ul>	上記①～③に加え、以下のものが必要です (ただし、同じナンバーを引き続き使用する場合は、①ナンバープレートは不要です) ④ 譲渡証明書
<ul style="list-style-type: none"><li>●盗難</li></ul>	※先に警察に届け出て、届出番号 (受理番号)、届出警察署、届出日を控えてきてください。 ① 届出者の身分証明書 (運転免許証等)

上記以外のお手続きについては、お手数ですが課税滞滞者税係へご連絡ください。

## 5 軽自動車税（種別割）の減免

- 障害のある方**は、障害の区分と程度により、軽自動車税（種別割）が減免となります。
  - ◆**身体障害**=対象となる等級は、障害の区分により異なります。くわしくは市ホームページをご覧ください。
  - ◆**知的障害**=3度以上の方。
  - ◆**精神障害**=1級の方。
- 生活保護を受給中の方**は、原動機付自転車または小型特殊自動車のみ減免となります。

いずれも、納期限までに、下記のものを持って市役所1階35番窓口にお越しください。**納期限を過ぎると減免を受けることができません。**減免対象になるのは、車種を問わず1人1台です。自動車税（種別割）の減免を受けている場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。

障害のある方	生活保護受給の方
①次のいずれかの手帳…身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療受給者番号の記載があるもの） ②納付前の軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証 ③運転される方の運転免許証 ④納税義務者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し	①生活保護受給証明 ②納付前の軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証

## 6 よくあるお問い合わせ

**Q. 4月2日以降に車両を手放しましたが、支払う必要がありますか。**

A. 軽自動車税（種別割）は4月1日に所有している方に課税されます。4月2日以降に車両を所有しなくなった場合でも、全額お支払いいただく必要があります。

**Q. 一時的に原付等を廃車することはできますか。**

A. 原付等の車両は、一時的に廃車することができません（一度廃車した車両を再登録するときは、廃車した日にさかのぼって課税させていただきます）。

**Q. 4月1日現在で所有していない車両なのに課税されています。**

A. 車種により、取り扱いが異なります。

◇**立川市ナンバーの車両**の場合は、課税課税係にご連絡ください。

◇**125ccの二輪車および軽三・四輪車**の場合は、次の①②のどちらかと考えられます。

①廃車や名義変更などの手続きがお済みでない

②申告書（課税の情報の登録や変更についての届出書類）が市に届いていない

①の場合は、左上の**3**に記載した場所でお手続きください（翌年度から課税されなくなります）。

②の場合は、廃車や名義変更などのお手続きがお済みであることを確認できる「税申告書の本人控」、「車検返区納税証」、「新日の車検証」などを市に郵送またはファックス（042-528-4340）でお送りください（手続きをした日にさかのぼって課税を取り消します）。